

○岡山県立学校施設等整備基金条例

平成二十年三月十八日

岡山県条例第十五号

改正 平成二八年一二月二二日条例第六一号

〔岡山県立学校施設整備基金条例〕をここに公布する。

岡山県立学校施設等整備基金条例

(平二八条例六一・改称)

(設置及び目的)

第一条 岡山県立学校の施設、設備等を総合的かつ計画的に整備し、もって学校教育の充実に資するため、岡山県立学校施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平二八条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第六条において「予算」という。）に定める額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(平二八条例六一・一部改正)

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費（基金のうち国の補助金又は負担金の交付を受けて整備した岡山県立学校の施設の譲渡又は貸付けによる収入及びその運用から生じた収益に相当する額として基金に積み立てた部分については、岡山県立学校の施設を整備するための経費）の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平二八条例六一・一部改正)

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第六一号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。